

福知山市介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業（通所型サービス）重要事項説明書

【令和7年4月1日現在】

1 事業者（法人）の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 福知山シルバー
代表者名	理事長 山添 広之
所在地・連絡先	(所在地) 京都府福知山市字牧小字狭間 250 番 5 (電話) 0773-33-3770 (FAX) 0773-33-2820

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	土ニコニコハウス デイサービスセンター
所在地・連絡先	(所在地) 京都府福知山市字土小字山ノ下 60 番地 (電話) 0773-20-2515 (FAX) 0773-27-5501
事業所番号	京都府指定 2672600273 号
管理者の氏名	野村 利栄
利用定員（単位）	35名（1単位35名）

(2) 事業所の職員体制

職種	人数 (人)	勤務形態				常勤換算 後の人数 (人)	業務内容		
		常勤（人）		非常勤（人）					
		専従	非専従	専従	非専従				
管理者	1		1			0.1	管理業務		
生活相談員	2	1	1			1.2	サービスの調整		
介護職員	7	5	1	1		6.4	介護業務		
看護職員	2		1		1	0.7	看護業務		
機能訓練指導員	2		1		1	1.0	機能訓練業務		

(3) 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域	旧福知山市内
-----------	--------

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日から土曜日
受付・営業時間	8:15～17:15

※ 営業しない日…日曜日

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	9:00～16:15

3 サービス内容

種類	内容
食事	(食事提供時間) 12:00～13:00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。

入浴	入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位の取れない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	利用者の生活面の指導・援助を行います。各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者及び家族からの相談に応じます。
送迎	自宅から事業所までの間の送迎を行います。

■ 通所介護計画の作成及び評価

介護予防サービス支援計画に基づき、利用者の直面している課題等を把握し、利用者の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。

また、サービス提供の目標達成状況を評価し、その結果を書面（通所介護計画モニタリング）に記載して利用者に説明のうえ、交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、利用者の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額になります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヵ月につき【料金表】のサービス利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

【料金表】

■ 基本料金（事業所規模：通常規模 1単位：10円）

サービス内容	7時間以上 8時間未満		
	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
要支援1	1,798単位	17,980円/月	1,798円/月
要支援2	3,621単位	36,210円/月	3,621円/月

■ 加算項目（事業所規模：通常規模 1単位：10円）

項目	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額	内容
サービス提供体制加算（II）	要支援1	72単位	720円/月	72円/月
	要支援2	144単位	1,440円/月	144円/月
介護職員処遇改善加算（III）	1ヵ月の総単位数に8.0%を乗じた額		介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が5割を満たしている場合	
			基本料金と加算に対して一律8.0%が上乗せになります	

■ 減算項目（事業所規模：通常規模 1単位：10円）

項目	サービス 単位	サービス 減算料金	利用者 負担額	内容
送迎減算	47単位	470円/片道	47円/片道	事業所が送迎を行わなかった場合
同一建物減算	要支援1	376単位	3,760円/月	376円/月
	要支援2	752単位	7,520円/月	752円/月

■ 料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画等に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付範囲を超えたサービス利用料金は事業者が別に設定し、金額が利用者様の自己負担となりますので、ご相談ください。

※ 送迎減算については、要支援1の方は376単位、要支援2の方は752単位が限度となります。

■ 介護保険適用外の費用

食事代	1回	700円
おやつ代	1回	100円
時間延長の料金 (追加料金)	1日のご利用時間が8時間以上になる場合 30分あたり	500円
教養娯楽費	利用者の希望で実施するレクリエーションの材料費等	実費

■ 送迎費用

通常の事業の実施地域外にお住まいの方は送迎費の実費が必要になります。

通常の事業実施地域を超えてから1kmあたり	100円
-----------------------	------

■ その他の費用

通所型サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者負担が適当なものについては、利用者に負担いただきます。

■ 利用料金のお支払い方法

毎月月末締めで1カ月分を計算します。

《お支払方法》ア. 金融機関口座からの自動口座振替 収納代行事業者名：セムジャパン（カ
イ. 施設での現金支払い

（原則として〈ア〉の方法で行いますが、やむを得ない場合はご相談ください。）

引き落とし日…利用月の翌々月の1日（引き落とし日が祝祭休日の場合、翌営業日になります）

※ 正当な理由なく利用者負担額を3カ月以上滞納した場合は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合、契約を解除する旨の催告をすることができます。

5 事業所の特色等

（1）事業の目的

介護保険法に伴い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として通所型サービスを提供します。

(2) 運営方針

生活地域に根付いた在宅サービスを目指します。利用者に活気と生きがいのある、在宅生活の実現を目指して、真心を持って通所型サービスを提供します。

(3) その他

全ての従業者に、認知症介護に係る基礎的な知識を身に着けるための研修への参加や資格の取得、また、常に必要な知識の習得および能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む）の機会を次のとおり設けています。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年12回以上

6 サービス内容に関する苦情窓口について

(1) 苦情相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受けつけるための窓口を下表の通り設置します。

当事業所相談窓口	苦情受付担当者：野村利栄 苦情解決責任者：芦田 翔 (電話) 0773-20-2515 (FAX) 0773-27-5501 受付時間：午前8時15分～午後5時15分（日休） E-mail : tuchi-note@hotmail.co.jp 面接場所：相談室 苦情箱：玄関に設置
福知山市役所福祉保健部 高齢者福祉課介護保険係	(電話) 0773-24-7013 (FAX) 0773-22-9073 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝休）
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係	(電話) 075-354-9090 (FAX) 075-354-9055 受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土日祝休）

(2) 苦情処理の体制および手順について

- ① 苦情は面接・電話・書面により苦情受付担当者が随時受け付けます。苦情処理票に記入します。なお、直接第三者委員に苦情を申し出る事も出来ます。
- ② 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員会（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）報告いたします。苦情解決責任者または第三者委員は内容を確認し、苦情申出に対して、報告を受けた旨を通知します。事業所内で検証、再発防止のために会議の実施し、対策を立案します。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることが出来ます。
- ④ 保険者に報告します。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等あった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、介護予防サービス支援計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をする等の必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先（家族等）、介護予防サービス支援計画を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都府に報告を行います。

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画に則り、対応を行います			
防災訓練	別途定める消防計画に則り、年2回実施します			
防災設備	設備名称	有無(数)	設備名称	有無(数)
	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	2枚
	自動火災報知機	あり	屋内消火栓・消火器	あり
誘導灯	あり(3)	ガス漏れ探知機	あり	
消防計画	福知山市消防署への届け出日：平成24年3月15日 施設防火管理者：芦田 翔			

※ その他、非常災害時は各種マニュアルに則り速やかに対応します。

10 個人情報の保護および秘密の保持について

利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業者が得た利用者および家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11 虐待防止について

(1) 利用者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するための措置を次のとおりとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(2) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

12 身体拘束について

利用者または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束(その他、利用者の行動を制限する行為)は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者的心身状況や緊急やむをえない理由を記録するものとします。

13 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必要な措置

を講じます。事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。当該計画について定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1.4 第三者評価の実施状況

第三者における評価の実施	あり	実施日	2023年3月23日
		評価機関	一般社団法人 京都ボランティア協会
		結果の開示	あり 『京都 介護・福祉サービス第三者評価 web サイト (https://kyoto-hyoka.jp/)』

1.5 サービスにあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険者証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行っていただきます。
- ③ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ④ 他の利用者の迷惑になる行為はお控えください。
- ⑤ 金銭等、貴重品の管理は各自で行ってください。
- ⑥ 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動は行わないでください。

事業者はサービスの利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、通所型サービスの内容および重要事項の説明を行いました。ただし、利用者の利便性向上や事業者の業務負担軽減の観点から、書面で説明および同意等を行うものについて、電磁記録による対応を行う場合があります。

説明・交付年月日 年 月 日

説明者 職名
氏名

私は、重要事項説明書に則って通所型サービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

同意年月日 年 月 日

利用者本人 住所
氏名

家族の代表 住所
氏名